

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本トランスシティ株式会社	コード	9310
提出日	2024/6/12	異動(予定)日	2024/6/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	豊田 長康	社外取締役	○														○		有
2	武内 彦司	社外取締役	○														○		有
3	出口 綾子	社外取締役	○	△															有
4	安岡 隆一	社外監査役	○							△									有
5	永田 昭夫	社外監査役	○										△						有
6	油家 正	社外監査役	○										△						有
7	伊藤 友一	社外監査役	○										△					新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	豊田長康氏は医師であり長年にわたり大学学長を歴任するなど、医療や人材教育等において豊富な経験・幅広い見識等を有していることから、当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。更に、同氏は独立性の基準・属性のいずれにも該当せず、独立性も確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	武内彦司氏は四日市市副市長を務めるなど、四日市市の要職を歴任し、行政分野における豊富な経験・幅広い見識等を有していることから、当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。更に、同氏は独立性の基準・属性のいずれにも該当せず、独立性も確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	出口綾子氏および同氏の配偶者は、過去に当社の業務執行者でありました。	出口綾子氏は長年にわたり米国において大学講師を務めるなど、豊富な国際経験を有することから、的確な助言・監査をしていただけると判断しております。なお、同氏は左記のとおり、過去に当社の業務執行者でありましたが、同氏については退職後54年、同氏の配偶者については退職後21年が経過していることから、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	安岡隆一氏は、過去に当社の主要な取引銀行である株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の業務執行者でありました。	安岡隆一氏は長年にわたり財務・経理業務に関与した経験を有していることから、的確な助言・監査をしていただけると判断しております。更に、同氏は左記のとおり、過去に株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の業務執行者でありましたが、退職後5年が経過していることから、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	永田昭夫氏は、過去に当社の会計監査人であるあずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)の代表社員でありました。	永田昭夫氏は公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、財務・会計にも精通していることから、的確な助言・監査をしていただけると判断しております。なお、同氏は左記のとおり、過去に当社の会計監査人であるあずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)の代表社員でありましたが、同監査法人は当社から独立した立場で当社の会計監査を実施しており、また、当社の同監査法人に対する報酬額についても同監査法人の規模に比して少額であり、「多額の金銭その他の財産を得ている会計専門家」には該当しないため、独立性は確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
6	油家正氏は、過去に当社の取引先である財団法人三重県環境保全事業団(現 一般財団法人三重県環境保全事業団)の理事長および相談役でありました。	油家正氏は、長年にわたり三重県の要職を歴任するとともに会社経営にも関与し、退職後も財団法人において理事長を務めるなど、豊富な経験・幅広い見識等を有していることから、的確な助言・監査をしていただけると判断しております。なお、同氏は左記のとおり、過去に当社の取引先である財団法人三重県環境保全事業団(現 一般財団法人三重県環境保全事業団)の理事長および相談役でありましたが、その取引額は僅少であり、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
7	伊藤友一氏は、過去に当社が顧問契約を締結していた諏訪法律事務所の所長です。	伊藤友一氏は、弁護士として豊富な経験・幅広い見識等を有し、企業法務にも精通していることから、的確な助言・監査をしていただけると判断しております。なお、同氏は左記のとおり、過去に当社が顧問契約を締結していた諏訪法律事務所の所長であり、弁護士報酬を受けておりましたが、当該契約は2024年3月をもって終了しており、当該報酬額についても同事務所の規模に比して少額であることから、「多額の金銭その他の財産を得ている法律専門家」には該当しないため、独立性は確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。